

4. 主任技術者、監理技術者の 設置について

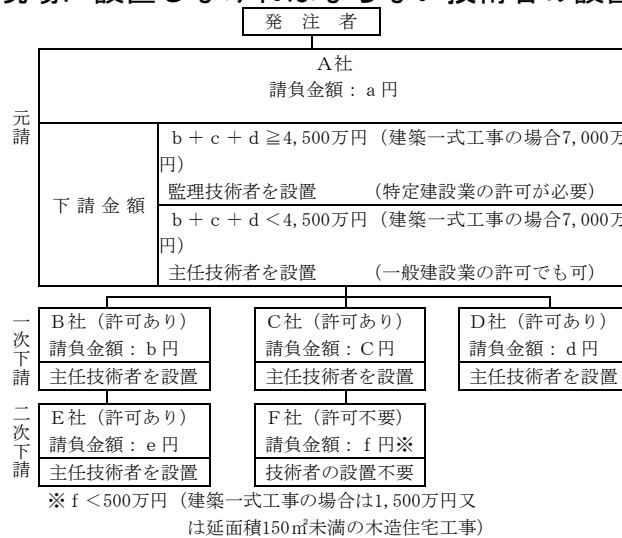
第1 主任技術者、監理技術者の設置

建設業者は、請け負った建設工事を施工する場合には、工事現場に主任技術者又は監理技術者を置くことが義務づけられています。（建設業法第26条）

1 主任技術者、監理技術者の設置

- (1) 建設業者は、請け負った工事を施工する場合には、請負金額の大小にかかわらず必ず工事現場に主任技術者を置かなければならない。
- (2) 建設業者が、発注者から直接工事を請け負い、そのうち4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上を下請負させる場合は、主任技術者に替えて監理技術者を現場に設置しなければならない。

工事現場に設置しなければならない技術者の設置事例



2 専門技術者の設置

- (1) 土木一式工事、又は建築一式工事を施工する場合において、これらの一式工事の内容である他の建設工事を自ら施工しようとするときは、当該工事に関し、主任技術者の資格を有する専門技術者を工事現場に置かなければならない。
 (例えば、建築一式工事を施工する場合で、その内容となる大工工事、左官工事、内装仕上工事等の専門工事を自ら施工しようとするときは、それぞれの工事について主任技術者の資格を有する専門技術者を置かなければならない。それができない場合は、許可を受けた専門工事業業者に施工させなければならない。)
- (2) 一式工事の主任技術者、又は監理技術者が専門工事に係る主任技術者の資格を有する場合は、同一人が専門技術者を兼ねることができる。

建設業法における営業所の専任技術者と工事現場の監理技術者、主任技術者

許可を受けている業種	指定建設業 7 業種 (土木工事業、建築工事業、管工事業、造園工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、電気工事業)			指定建設業以外の22業種 (大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、しゅんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、機械器具設置工事業、熱絶縁工事業、電気通信工事業、さく井工事業、建具工事業、水道施設工事業、消防施設工事業、清掃施設工事業、解体工事業)			
	許可の種類	特定建設業		一般建設業		特定建設業	
許可制度	営業所に必要な技術者の資格要件	1 級国家資格者 国土交通大臣特別認定者		1 級国家資格者 2 級国家資格者 実務経験者		1 級国家資格者 2 級国家資格者 実務経験者	
工事現場の技術者制度	元請工事における下請金額の合計	4,500万円以上 (建築一式工事の場合は7,000万円)	4,500万円未満 (建築一式工事の場合は7,000万円)	4,500万円以上は契約できない (建築一式工事の場合は7,000万円)	4,500万円以上	4,500万円未満	4,500万円以上は契約できない
	工事現場に置くべき技術者	監理技術者	主任技術者	主任技術者	監理技術者	主任技術者	主任技術者
	技術者の資格要件	1 級国家資格者 国土交通大臣特別認定者	1 級国家資格者 2 級国家資格者 実務経験者		1 級国家資格者 指導監督的な実務経験者	1 級国家資格者 2 級国家資格者 実務経験者	
	技術者の専任	公共性のある工作物に関する建設工事であって請負金額4,000万円以上 (建築一式工事の場合は8,000万円以上)					
	監理技術者資格者の必要性	発注者が国、地方公共団体等 のときに必要	必要なし			発注者が国、地方公共団体等 のときに必要	必要なし

第2 工事現場に掲げる標識

工事現場における標識の掲示が義務付けられています。(建設業法第40条)

様式第29号 (建設業法施行規則第25条関係)

建設業の許可を受けた建設業者が標識を建設工事の現場に掲げる場合

↑ 25cm以上 ↓	建設業の許可票			
	商号又は名称			
	代表者の氏名			
	主任技術者の氏名	専任の有無		
	資格名	資格者証交付番号		
	一般建設業又は特定建設業の別			
	許可を受けた建設業			
	許可番号	国土交通大臣 知事 許可()第 号		
	許可年月日			
	← 35cm以上 →			